

東海キリスト者災害ネット運営規約（改定案）

第1条（会の目的）

来るべき東南海地震などの大災害に向け、教団教派団体を問わず中部東海地方のキリスト教会、キリスト教諸団体の連携と情報共有を円滑に行うこと、また実際に大災害が発生した際に災害情報、及び被災情報を共有し、支援活動を支えることを目的とする。

第2条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

東海キリスト者災害ネット（英名: Tokai Christian Disaster Network）

第3条（災害本部）

この会の災害本部を以下に置く。

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-4-5 日本基督教団名古屋教会内

第4条（会員）

会員は本会の第1条の目的に賛同し、且つ代表が承認したキリスト教会およびキリスト教諸団体とする。

第5条（委員）

この会に以下の委員を置く。

代表 1名
書記 1名
会計 1名
委員 若干名

2 代表、書記、会計、委員は、本会の総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 代表は本会を代表し、円滑な運営に努める。

~~第6条（委員の任期）~~

~~委員の任期は2年とし再任を妨げない。~~

~~第7条（代表）~~

~~代表は会を代表し、円滑な運営に努める。~~

第6条（運営）

本会は、第1条に掲げた目的を遂行するために、重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。また、年1回総会を開催し、役員を選出、運営報告、会計報告を行うものとする。委員会は代表の招集によって随時開くものとする。

第7条 (事業)

本会は、次の事業を行う。

- (1) 諸団体および教会の救援活動の連絡・調整。
- (2) 現地の教会が被災者を救援するために必要な支援に関わる連絡・調整。
- (3) キリスト教系諸外国の救援団体との協力と連絡・調整。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第8条 (会費)

会費を ~~は~~年間 2,000 円とし、原則これを ~~財源に~~運営費用として に充てるものとする。

第9条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年6月1日から5月31日とする。

第10条 (規約改正)

この規約は、~~総会において~~会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第11条 (事務局)

本会の運営のために事務局を設置し ~~事務局を~~以下に置く。事務局員は若干名とし、委員会で選任する。

~~事務局~~ 若干名

〒460-0012 名古屋市中区千代田 2-1-8 名古屋グレイスセンター内

附則

1. 本会の初期役員と事務局は次の会員とする。

代表 松浦 剛

会計 石橋 憲

委員 石川 正

鎌田 在弥

川本 泰彦

小宮 一子

近藤 高史

田口 博之

中村 隆

羽鳥 頼和

湧井 規子

2. 本会の設立日は、2018年6月11日とする。

3. 本規約は2018年7月1日から適用する。

4. 本規約を2019年7月19日 ~~に~~改訂（~~第10条~~会計年度 追加） ~~する~~。 2020/4/13/Mon TCDN 委員会

5. 本規約を2020年〇月〇日改定。

柳本秀良(日本基督教団愛知東地区)